

混信防止等条件の事前点検の審査方法

220824 版

(目的等)

本手順書は、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの無線局(以下「WPT 局」という。)から他の無線局への干渉防止及び人体への安全性確保を図るための運用調整等の手順(以下「本手順」という。)のうち「混信防止等条件の事前点検」の方法を公開することを目的とする。

(審査方法)

協議会は、以下の点について、書面及び写真又は臨局により、表に示した方法で電波法施行規則第 32 条の 8 の 3 の規定により告示された条件(令和 4 年総務省告示第 163 号)に適合しているか否かについて点検するものとする。点検期間は原則 2 週間とする。

表 1 920MHz 帯の WPT 局

告示第 163 号	条文	添付資料(添付資料の番号)	審査方法
第 1 項 第 1 号	電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等(窓その他の開口部を含む。)で区画された空間(室内又は閉空間内をいう。以下同じ。)で運用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運用空間及びその周辺の図面(3) ・運用空間の写真(4) ・壁材の技術情報(カタログ、仕様書など)(5) ・窓のガラス材、遮蔽材の技術情報(カタログ、仕様書など)(6) ・建材の材質・厚さ・通過損失値(15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁等については、鉄筋コンクリート 15cm 厚以上、金属製、又は基準値以上の通過損失値であることを確認するものとする。申請者から通過損失値の申告を受けた場合には、学術研究データと照合し、矛盾がないことを確認の上、基準値を満たしていることを確認する。 ・運用空間の床、天井方向についても確認する。 ・窓は、申請者から申告されたガラス材、遮蔽材などの諸元が基準値を満たしていることを確認する。 ・確認された場合に、想定通過損失値を併せて記載する。
第 1 項 第 2 号	無線電力伝送用構内無線局の無線設備から発射される電波が当該無線局を運用する空間(以下「運用空間」という。)に存在する他の無線設備に影響を与えるおそれがあることについて、運用空間の管理について権原を有する者に了解されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の無線設備への影響のおそれに係る運用空間の管理者の承諾書(9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用空間の管理者の承諾書が提出されていることを確認する。
第 1 項 第 3 号	無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の九第一号二に規定する総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限	<ul style="list-style-type: none"> ・送信時間制限装置を有する機器であることを示す書類(12) 又は ・運用規程など運用方法を示す書 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合証明取得済みであることや添付資料により送信時間制限装置を備え付けていることが示されているか確認する。 ・そうでない場合は、人の出入りを適切に管理していることが規程、掲示などにより定められているこ

	装置を備え付けていない場合にあつては、取扱者のほか容易に運用空間に出入りすることができないように措置されていること。ただし、電波を放射しない時間帯にあつては、当該措置を解除することができる。	類、出入り口の写真(11)	とを確認する。
第1項第4号(平成11年郵政省告示300号)	無線電力伝送用構内無線局の無線設備(空中線電力が二〇ミリワット以下のものを除く。)から放射される電波の強度が電波法施行規則別表第二号の三の二に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように措置されていること。	・人体防護適合の可否の確認のための運用空間及び空中線配置場所又は移動範囲を示す図面など運用方法を示す書類(13) ・空中線指向特性図(14) ・建材の材質・厚さ・通過損失値(15)	・平成11年郵政省告示第300号の規定に基づき電波の強度を算出する。 ・基準値を満たさない範囲に、適切な防護方法(遮断・絶縁、距離制限、時間制限、電力制限、自動停止又は安全管理等)による処置が行われていることを確認する。

表2 2.4GHz帯のWPT局

告示第163号	条文	添付資料(添付資料の番号)	点検方法
第2項第1号(第1項第1号)	前項第一号に掲げる条件のほか、地下又は地上一階で運用すること。	・運用空間及びその周辺の図面(3) ・運用空間の写真(4) ・壁材の技術情報(カタログ、仕様書など)(5) ・窓のガラス材、遮蔽材の技術情報(カタログ、仕様書など)(6) ・建材の材質・厚さ・通過損失値(15)	・表1第1項第1号の点検方法と同じ ・添付資料により、運用空間が地下又は地上1階であることを確認する。
第2項第2号	空中線の最大利得の方向の俯角の値は八〇度から九〇度までの範囲内であり、輻射方向が変化する場合にあつては、最大輻射の方向の俯角の値は三〇度から九〇度までの範囲内であること。	・空中線最大利得方向を示す設計図面(16) ・ビーム可動範囲を示す空中線指向特性図(17)	・添付資料により基準値を満たすことを確認する。

第2項 第3号	等価等方輻射電力(電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力とする。)は、水平面方向から下に一〇度までの範囲内において四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。	・水平面方向のEIRP値を算出するための空中線特性図(18)	・添付資料に基づくビーム可動時の水平面から下に10度以内における最大利得及び空中線電力により算出し、基準値を満たすことを確認する。
第2項 第4号	無線電力伝送用構内無線局の無線設備から発射される電波が運用空間及びそれに隣接する空間に存在する他の無線設備に与える影響の程度合いが把握されていること。	・上下階を含む近接する空間及びその管理者の状況を示す資料(7) ・運用空間及び隣接する空間に存在する他の無線設備の種類、設置場所及びWPT局送信アンテナからの距離の一覧表(8) ・被干渉設備の管理者の承諾書(干渉を与える場合のみ)(10)	・「運用空間及び隣接する空間に存在する他の無線設備の種類、設置場所及びWPT局送信アンテナからの距離の一覧表」に記載された無線設備について、干渉を与える場合には、被干渉設備の管理者の承諾書が提出されていることを確認する。
第2項 第5号	取扱者のほか容易に運用空間に入出入りすることができないように措置されていること。ただし、電波を発射しない時間帯にあっては、当該措置を解除することができる。この場合にあっては、電波発射前に取扱者以外の者の退出を確認しなければならない。	・運用規程など運用方法を示す書類、出入り口の写真(11)	・添付書類により、電波を発射中の出入り口の施錠、もしくはそれと同等の容易に運用空間に入出入りすることができない措置がされていることを確認する。 ・電波を発射しない時間帯に当該措置を解除する場合には、電波の再発射前の人の退出の確認方法が運用規程などで示されていることを確認する。
第2項 第6号 (平成11年 郵政省 告示 300 号)	無線電力伝送用構内無線局の無線設備から発射される電波の強度が別表第二号に掲げる値を超える範囲に人が立ち入った場合には、電波の発射を停止する措置が講じられていること。ただし、電波を発射しない時間帯にあっては、当該措置を解除することができる。この場合にあっては、電波発射前に取扱	・運用規程など運用方法を示す書類、基準値を満たさない場所の写真(11) ・人体防護適合の可否の確認のための運用空間及び空中線配置場所又は移動範囲を示す図面など運用方法を示す書類(13)	・平成11年郵政省告示第300号の規定に基づき電波の強度を算出する。 ・基準値を満たさない範囲に適切な防護方法(遮断・絶縁、距離制限、時間制限、電力制限、自動停止又は安全管理等)による処置が行われていることを確認する。 ・電波を発射しない時間帯に当該措置を解除する場合には、電波の再発射前の人の退出の確認方法が運用規程などで示されていることを確認する。

	者以外の者の退出を確認しなければならない。	・空中線指向特性図(14) ・建材の材質・厚さ・通過損失値(15)	
--	-----------------------	--------------------------------------	--

表 3 5.7GHz 帯の WPT 局

告示第 163 号	条文	添付資料(添付資料の番号)	点検方法
第 3 項第 1 号 (第 1 項第 1 号)	第一項第一号に掲げる条件(電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等(窓その他の開口部を含む。)で区画された空間(室内又は閉空間内をいう。以下同じ。)で運用すること。)	・運用空間及びその周辺の図面(3) ・運用空間の写真(4) ・壁材の技術情報(カタログ、仕様書など)(5) ・窓のガラス材、遮蔽材の技術情報(カタログ、仕様書など)(6) ・建材の材質・厚さ・通過損失値(15)	・表 1 第 1 項第 1 号の点検方法と同じ
第 3 項第 2 号 (第 2 項第 2 号)	前項第二号から第六号までに掲げる条件(受電装置についてはこの限りでない。)(空中線の最大利得の方向の俯角の値は八〇度から九〇度までの範囲内であり、輻射方向が変化する場合にあっては、最大輻射の方向の俯角の値は三〇度から九〇度までの範囲内であること。)	・空中線最大利得方向を示す設計図面(16) ・ビーム可動範囲を示す空中線指向特性図(17)	・表 2 第 2 項第 2 号の点検方法と同じ
第 3 項第 2 号 (第 2 項第 3 号)	前項第二号から第六号までに掲げる条件(受電装置についてはこの限りでない。)(等価等方輻射電力(電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力とする。))は、水平面方向から下に一〇度までの範囲内において四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。)	・水平面方向の EIRP 値を算出するための空中線特性図(18)	・表 2 第 2 項第 3 号の点検方法と同じ
第 3 項	前項第二号から第六号	・上下階を含む近	・表 2 第 2 項第 4 号の点検方法と

<p>第2号 (第2 項第4 号)</p>	<p>までに掲げる条件(受電装置についてはこの限りでない。)(無線電力伝送用構内無線局の無線設備から発射される電波が運用空間及びそれに隣接する空間に存在する他の無線設備に与える影響の度合いが把握されていること。)</p>	<p>接する空間及びその管理者の状況を示す資料(7) ・運用空間及び隣接する空間に存在する他の無線設備の種類、設置場所及びWPT局送信アンテナからの距離の一覧表(8) ・被干渉設備の管理者の承諾書(干渉を与える場合のみ)(10)</p>	<p>同じ</p>
<p>第3項 第2号 (第2 項第5 号)</p>	<p>前項第二号から第六号までに掲げる条件(受電装置についてはこの限りでない。)(取扱者のほか容易に運用空間に出入りすることができないように措置されていること。ただし、電波を発射しない時間帯にあっては、当該措置を解除することができる。この場合にあっては、電波発射前に取扱者以外の者の退出を確認しなければならない。)</p>	<p>・運用規程など運用方法を示す書類、出入り口の写真(11)</p>	<p>・表2第2項第5号の点検方法と同じ</p>
<p>第3項 第2号 (第2 項第6 号 (平成 11年 郵政省 告示 300 号))</p>	<p>前項第二号から第六号までに掲げる条件(受電装置についてはこの限りでない。)(無線電力伝送用構内無線局の無線設備から発射される電波の強度が別表第二号に掲げる値を超える範囲に人が立ち入った場合には、電波の発射を停止する措置が講じられていること。ただし、電波を発射しない時間帯にあっては、当該措置を解除することができる。この場合にあっては、電波発射前に取扱者以外の者の退出を確認しなければならない。)</p>	<p>・人体防護適合の可否の確認のための運用空間及び空中線配置場所又は移動範囲を示す図面など運用方法を示す書類(13) ・空中線指向特性図(14) ・建材の材質・厚さ・通過損失値(15)</p>	<p>・表2第2項第6号の点検方法と同じ</p>